

議案第 8 3 号

三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を改正する
条例案を次のように提出する。

令和 8 年 6 月 1 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部
を改正する条例（案）

三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例（平成 1 6 年三次
市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号ただし書を削り、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次
に次の 1 号を加える。

(2) 前号の規定にかかわらず、ピースベルホール、プラネタリウム及び生涯学
習施設の利用は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。

第 5 条第 2 項を削る。

別表中

「

ホー ル	平日	3, 3 0 0	4, 4 0 0	5, 5 0 0	6, 6 0 0	8, 8 0 0	1 2, 1 0 0
	祝・祭・ 土・日	4, 4 0 0	5, 5 0 0	6, 6 0 0	8, 8 0 0	1 1, 0 0 0	1 5, 4 0 0

」を

ホール	平日	3, 3 0 0	4, 4 0 0	5, 5 0 0	6, 6 0 0	8, 8 0 0	1 2, 1 0 0
	祝・土・ 日	4, 4 0 0	5, 5 0 0	6, 6 0 0	8, 8 0 0	1 1, 0 0 0	1 5, 4 0 0
プラ ネタ リウ ム	平日	2, 2 0 0	3, 3 0 0	4, 4 0 0	5, 5 0 0	7, 7 0 0	1 1, 0 0 0
	祝・土・ 日	3, 3 0 0	4, 4 0 0	5, 5 0 0	7, 7 0 0	9, 9 0 0	1 4, 3 0 0

」に、

2 プラネタリウム観覧料

区分	観覧料	備考
一般	5 5 0 円	1 20人以上の団体については、観覧料を1割引とする。 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付者及びその介助者は、無料とする。
中学生	3 3 0 円	
小学生	2 2 0 円	

」を

2 平和学習センター観覧料

区分	観覧料	備考
一般	2 0 0 円	1 高校生以下については、無料とする。 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付者及びその介助者は、無料とする。

」に改

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行日の前日までに支払われた使用料又は利用料金については、なお従前の例による。